

宮崎県北部広域行政事務組合財務会計規則

(昭和60年4月1日規則第2号)

(改正 令和7年8月19日規則第1号)

(目 的)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2の規定に基づき宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）の財務会計に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準 用)

第2条 延岡市財務会計規則（平成12年延岡市規則第19号）は、組合の財務会計について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年2月10日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年8月19日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。